

第3期

新温泉町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

新温泉町

目 次

第1章 計画の策定にあたつて	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 人口や世帯、就労等の状況	3
(1) 人口の推移	3
(2) 世帯の状況	4
(3) 婚姻・離婚の状況	6
(4) 就労の状況	7
2. 保育所および幼稚園の状況	8
(1) 就学前教育・保育施設の状況	8
3. 子育て支援事業および保育サービスの状況	9
(1) 子育て支援事業等の状況	9
(2) 母子保健事業・医療対策の状況	10
(3) 子育てに関する経済的支援の状況	12
(4) 要保護児童対策の状況	12
4. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ	14
(1) 調査の概要	14
(2) 調査の結果	14
第3章 計画の理念と基本方向	23
1. 基本理念	23
2. 基本方向	24
3. 施策体系	25
第4章 施策の具体的な展開	27
1. のびのび～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～	27
(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	27
(2) 幼児期からの一貫した教育の推進	28
(3) 地域で支える子育て環境づくり	29
2. すくすく～子どもが健やかに成長するための環境づくり～	30
(1) 母と子どもの健康の確保	30
(2) 子育てに関する相談・情報の充実	31
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実	32
3. いきいき～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～	34
(1) 子育て就労環境の整備	34
(2) 家庭や職場などの男女共同参画意識の醸成	35

4. あんしん～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～	36
(1) 児童虐待防止対策の推進	36
(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応	37
(3) 子育てにかかる経済的支援策の充実	38
(4) 子どもの安全を確保するための活動の推進	39
第5章 事業の実施目標	40
1. 教育・保育提供区域の設定	40
2. 児童人口推計	40
3. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目	41
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	43
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	44
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	44
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）	45
(4) 地域子育て支援拠点事業	45
(5) 一時預かり事業	46
(6) 病児・病後児保育事業	46
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	47
(8) 利用者支援事業	47
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	48
(10) 養育支援訪問事業	48
(11) 妊婦健康診査	49
(12) 妊婦等包括相談支援事業	50
(13) 産後ケア事業	51
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	51
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	52
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	52
第6章 計画の推進に向けて	53
1. 計画や子育て支援施策の周知	53
2. 計画の推進	53
3. 計画の推進体制と進行管理	54

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化・人口減少は、留まることなく進行しており、国では、若年人口が急激に減少する令和12年（2030年）までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、令和5年（2023年）12月に「こども未来戦略」を策定しました。これまでにない抜本的な政策強化を図るための「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和6年（2024年）6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

さらに、国では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、「こども基本法」が令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。また、令和5年（2023年）12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

このような背景の中で、本町では、第2期計画が令和6年度（2024年度）で計画期間が終了することから、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする第3期新温泉町子ども・子育て支援事業計画を策定します。当該計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう、本町を取り巻く新たな課題の解決に向けて取組を進めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村計画として位置づけます。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を含む計画です。

また、本計画は、「新温泉町総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図り推進します。

3. 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5か年とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口や世帯、就労等の状況

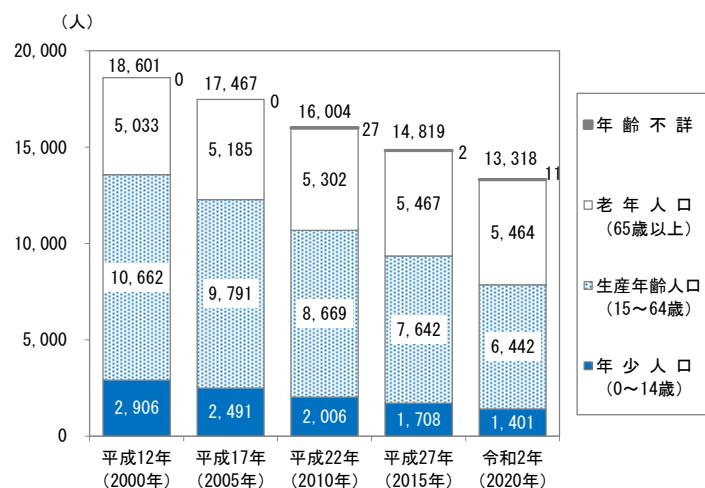
(1) 人口の推移

新温泉町の総人口は減少傾向にあり、令和2年（2020年）には13,318人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老人人口（65歳以上）は増加傾向から令和2年（2020年）に減少に転じています。

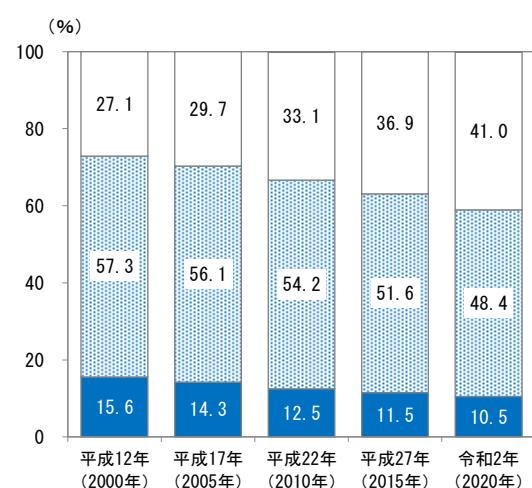
新温泉町の出生数は、平成30年（2018年）以降は減少傾向で推移し、令和4年（2022年）に51人となっています。

新温泉町の出生率を全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県を大きく下回って推移しており、令和4年（2022年）で3.7となっています。

■年齢3区分別人口の推移（新温泉町）



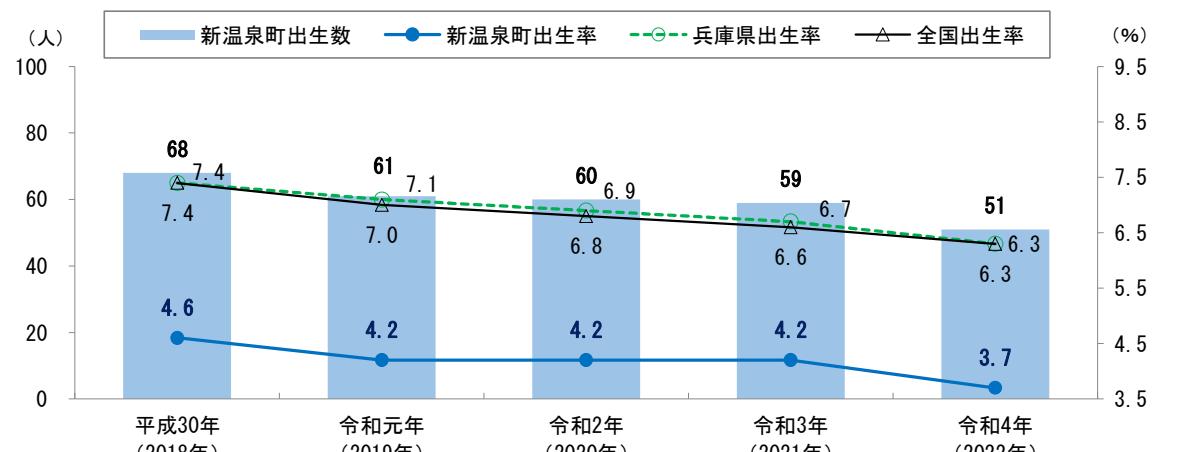
■年齢3区分別人口割合の推移（新温泉町）



資料：国勢調査

資料：国勢調査

■出生数（新温泉町）の推移および出生率（人口千対）の兵庫県・全国比較



資料：人口動態統計、住民基本台帳

(2) 世帯の状況

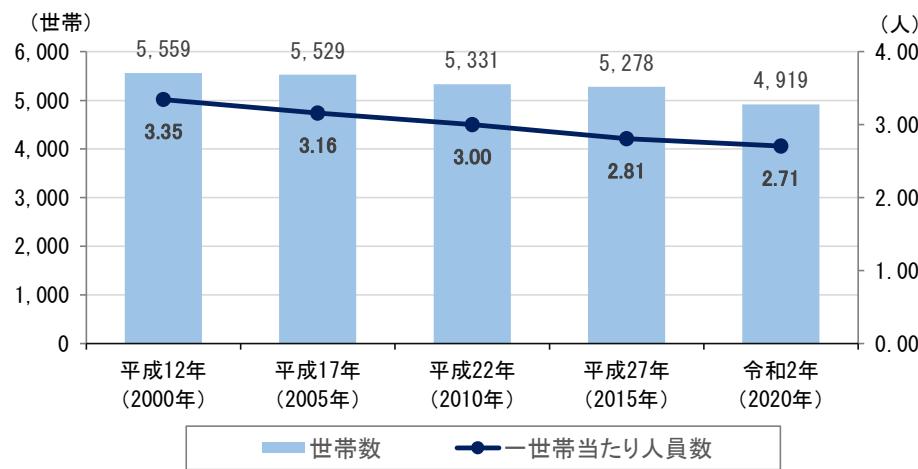
新温泉町の一般世帯数は、平成12年（2000年）から減少傾向にあり、令和2年（2020年）には4,919世帯となっています。世帯あたり人員は総人口の減少とともに減り、令和2年（2020年）には世帯あたり2.71人となっています。

新温泉町の世帯類型別割合をみると、核家族世帯の割合はおむね横ばい、核家族以外の親族世帯の割合は低下傾向、単身世帯の割合は年々上昇しています。兵庫県、全国と比較すると、新温泉町は核家族世帯割合、単身世帯割合とも低く、世帯類型に大きな違いがみられます。

子どものいる世帯割合を兵庫県、全国と比較すると、6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は6.2%、18歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は18.6%となっており、6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合は、兵庫県、全国よりわずかに低い水準となっています。

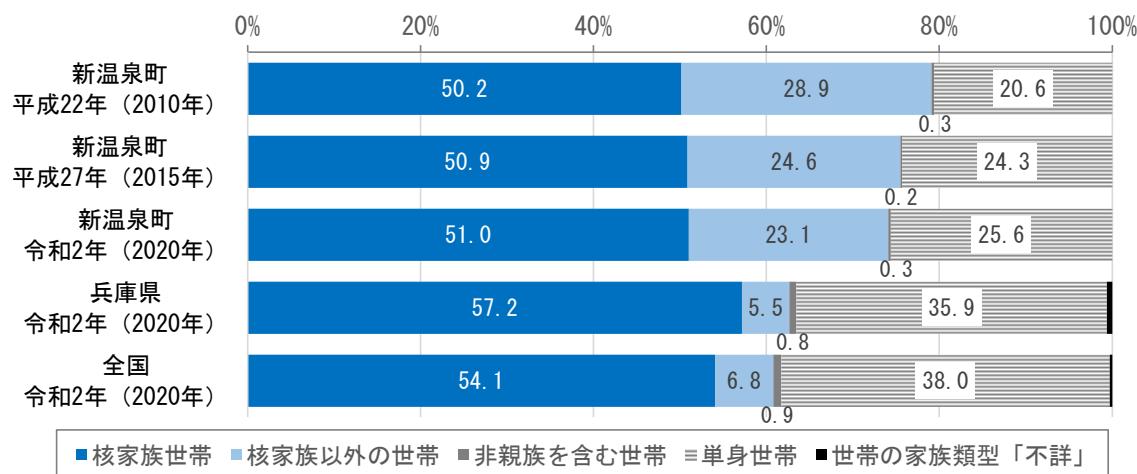
ひとり親家庭世帯の状況をみると、母子世帯、父子世帯とも令和2年（2020年）に減少しています。

■一般世帯数および世帯あたり人員の推移（新温泉町）



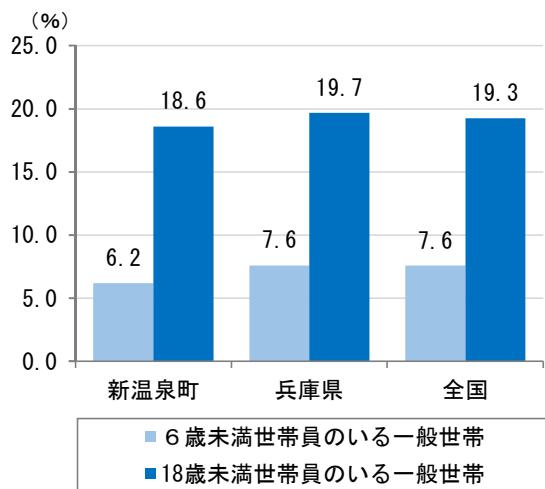
資料：国勢調査

■一般世帯における世帯類型別割合の推移



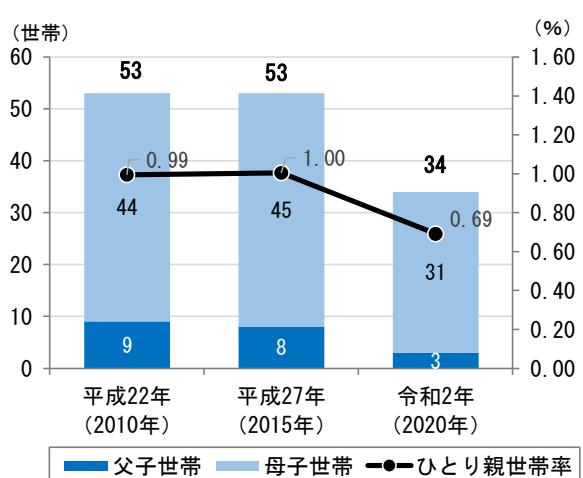
資料：国勢調査

■一般世帯数に占める子どものいる世帯割合



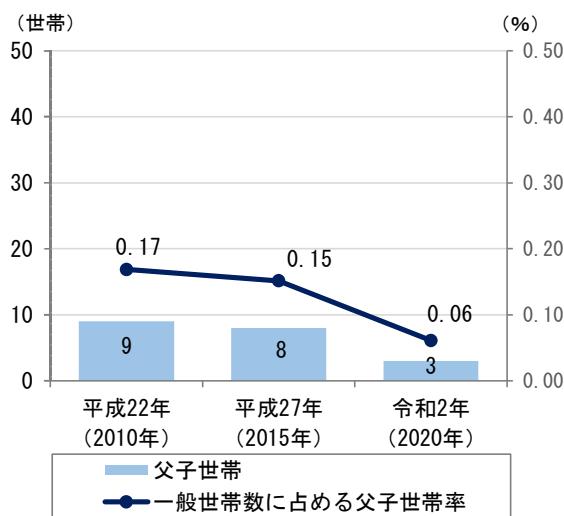
資料：国勢調査（令和2年）

■ひとり親家庭世帯数の推移（新温泉町）



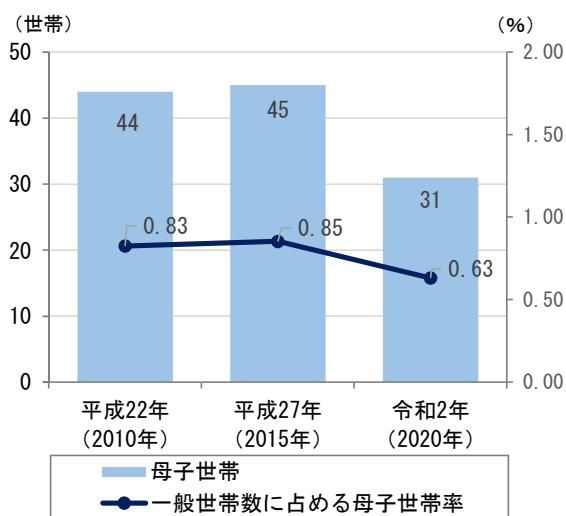
資料：国勢調査

■父子家庭率の推移



資料：国勢調査

■母子家庭率の推移



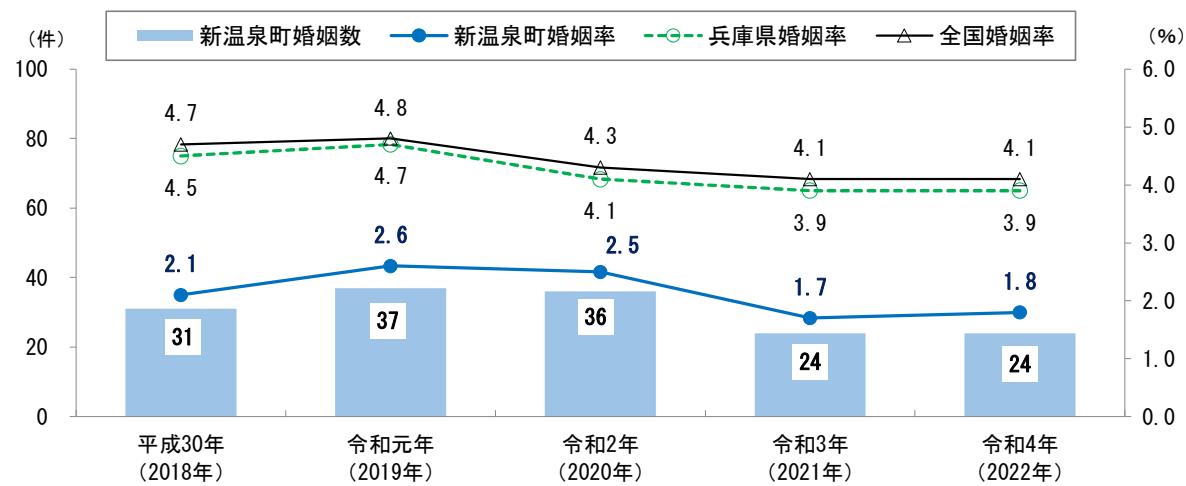
資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数の推移をみると、増減を経て令和4年(2022年)に24件となっています。婚姻率については、平成30年(2018年)以降、兵庫県や全国の値を下回って推移しています。

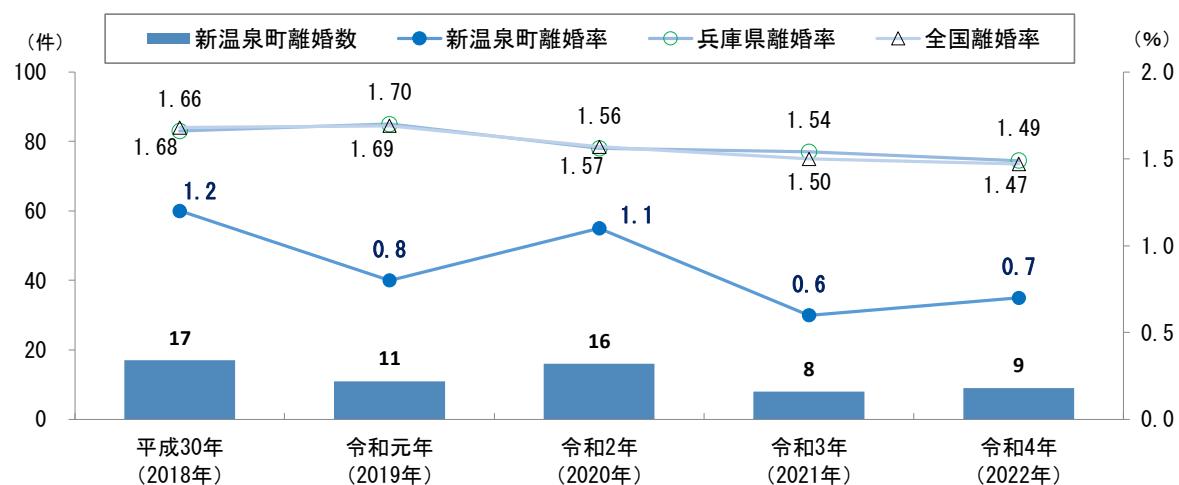
離婚件数の推移をみると、年による変動はあるものの、近年は8件から10件台となっています。離婚率については、平成30年(2018年)以降、兵庫県や全国の値を下回って推移しています。

■婚姻の状況



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚の状況

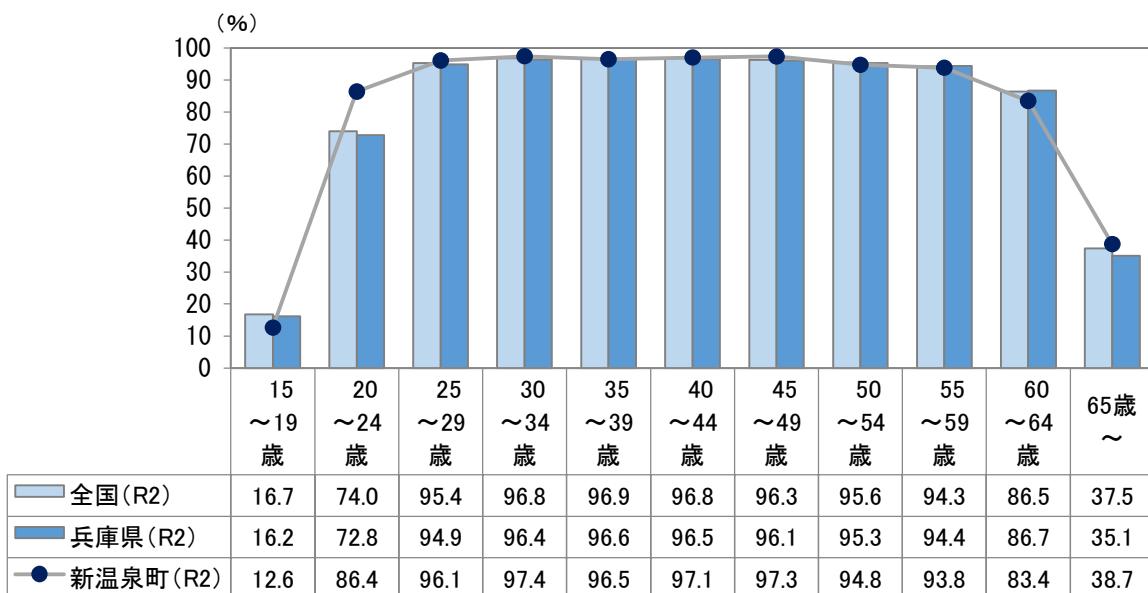


資料：人口動態統計、住民基本台帳

(4) 就労の状況

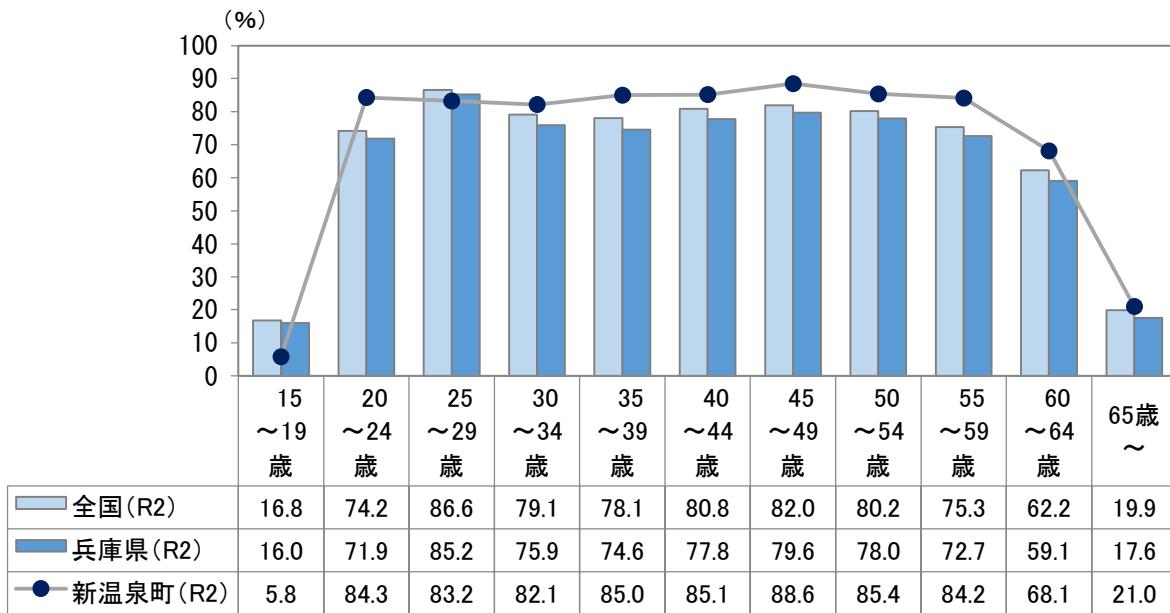
年齢階層別労働力率の状況をみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性の同階層では8割台と9割には満たない状況にあります。これまで、女性の労働力率は30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いてきましたが、M字の底が際立たない状況となっています。新温泉町の女性の労働力率は、30歳以降のいずれの階層でも兵庫県、全国より上回っています。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査（令和2年）

■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査（令和2年）

2. 保育所および幼稚園の状況

(1) 就学前教育・保育施設の状況

認定こども園は、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、入園者数は長時部、短時部ともに減少しています。

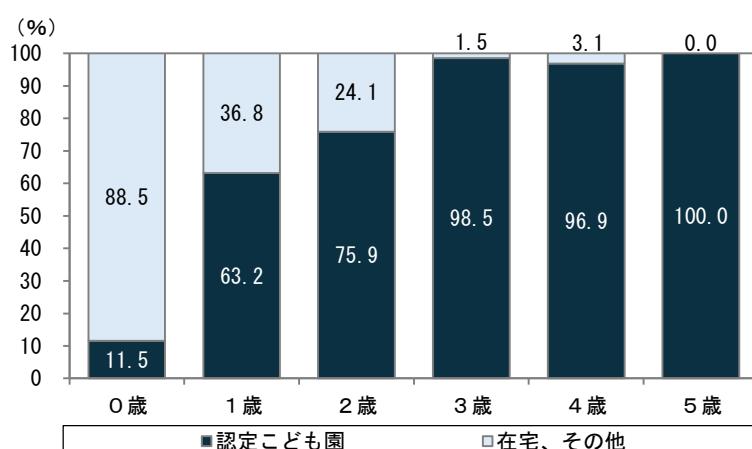
就学前教育・保育施設への入園状況から年齢別の利用状況をみると、0歳児では11.5%が教育・保育施設を利用しておらず、年齢が上がるにつれ割合は増加して、3・4歳で在宅、その他の利用者はごくわずかとなり、5歳児では認定こども園の利用者は10割とすべての方が利用していることがうかがえます。

① 認定こども園

項目			令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施か所数	長時部	か所	4	4	4	4	4
	短時部		4	4	4	4	3
定員数	長時部	人	400	400	400	400	400
	短時部		130	130	130	130	130
入園者数	長時部	人	325	313	284	273	263
	短時部		57	25	26	25	28
0歳	長時部	人	3	4	5	5	6
	短時部		0	0	0	0	0
1歳	長時部	人	50	31	31	37	36
	短時部		0	0	0	0	0
2歳	長時部	人	59	59	40	45	44
	短時部		0	0	0	0	0
3歳	長時部	人	64	68	65	51	54
	短時部		18	7	10	9	11
4歳	長時部	人	64	74	68	67	55
	短時部		17	10	10	10	7
5歳	長時部	人	85	77	75	68	68
	短時部		22	8	6	6	10
在籍率	長時部	%	81.3%	78.3%	71.0%	68.3%	65.8%
	短時部		43.8%	19.2%	20.0%	19.2%	21.5%

資料：新温泉町（各年4月1日現在）

■年齢別の就学前教育・保育施設利用状況（令和5年度（2023年度））



3. 子育て支援事業および保育サービスの状況

(1) 子育て支援事業等の状況

延長保育、一時預かり保育、障がい児保育は、延べ利用人数は年度ごとにばらつきがありますが、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、延べ利用人数は、延長保育のみ減少しています。

地域子育て支援拠点事業は、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、延べ利用者数が、浜坂子育て支援センター、温泉子育て支援センターともに、減少しています。

放課後児童クラブは、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、利用者数は1～3年生、4～6年生ともに減少しています。

① 特別保育・延長保育等の状況

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延長保育	実施か所	4	4	4	4	4
	延べ利用人数	166	181	132	151	148
一時預かり保育	実施か所	4	4	4	4	4
	延べ利用人数	172	265	183	409	420
障がい児保育	実施か所	4	4	4	4	4
	延べ利用人数	10	18	21	21	22
病児・病後児保育	実施か所	0	0	0	0	0
	延べ利用人数	0	0	0	0	0

資料：新温泉町

② 地域子育て支援拠点事業の状況

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
浜坂子育て支援センター	延べ利用者数	5,392	3,962	3,994	3,584	3,717
温泉子育て支援センター	延べ利用者数	2,116	1,852	1,728	910	1,509

資料：新温泉町

③放課後児童クラブ

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1～3年生	人	86	79	56	69	81
4～6年生	人	30	18	19	20	21

資料：新温泉町

(2) 母子保健事業・医療対策の状況

母子健康手帳交付数は、令和5年度（2023年度）は50人で、令和1年度（2019年度）の68人より18人減少しています。

健診については、各健診ともに受診率は9割以上で推移しており、健診結果では異常なしの割合は、3歳児健診では令和5年度（2023年度）で増加しています。

健康診査等後の相談・保育所巡回は、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、こども発達クリニック（専門医師）、保育所巡回相談（専門心理士等）とも増加しています。

歯科保健事業は、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、認定こども園での利用者数は増加しています。

事前学習・体験学習（中学校）は、令和1年度（2019年度）以降1件となっています。

① 母子健康手帳

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手帳交付数	人	68	53	51	51	50

資料：新温泉町

② 各種健診

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
4か月健診	対象者数	人	64	59	58	53
	健診受診者数	人	62	57	55	50
	受診率	%	97	97	95	94
	受診結果 (異常なし)	人	36	32	35	30
		%	58	56	64	60
7か月健診	対象者数	人	56	69	58	50
	健診受診者数	人	53	69	56	50
	受診率	%	95	100	97	100
	受診結果 (異常なし)	人	35	49	38	37
		%	66	71	68	74
12か月健診	対象者数	人	63	62	57	61
	健診受診者数	人	63	61	56	60
	受診率	%	100	98	98	98
	受診結果 (異常なし)	人	52	48	38	47
		%	83	79	68	78
1歳6か月児健診	対象者数	人	82	53	63	57
	健診受診者数	人	81	52	62	57
	受診率	%	99	98	98	100
	受診結果 (異常なし)	人	64	46	43	41
		%	79	89	69	72

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
3歳児健診	対象者数	人	78	87	64	61	67
	健診受診者数	人	78	86	63	60	66
	受診率	%	100	99	98	98	99
	受診結果 (異常なし)	人	23	65	40	29	29
		%	30	76	64	48	59

資料：新温泉町

③ 健康診査等後の相談・保育所巡回相談

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
こども発達クリニック (専門医師)	延べ 人数	31	28	39	40	42
保育所巡回相談 (専門心理士等)	延べ 人数	5	25	21	17	15

資料：新温泉町

④ 歯科保健事業／健康教育

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定こども園 (対象：園児・保育士・教諭)	回数	2	2	2	2	4
	人数	95	89	97	74	159
子育て支援センター (対象：乳幼児・保護者)	回数	1	1	2	1	2
	人数	18	20	18	20	16

資料：新温泉町

⑤ 学校保健との関係事業／思春期における保健福祉体験学習事業

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事前学習・体験学習 (中学校)	件	1	1	1	1	1

資料：新温泉町

(3) 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当は、受給者数が減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は51人となって います。

母子寡婦福祉資金貸付は、令和5年度（2023年度）の利用数は0件となっています。

母子家庭等医療費助成事業は、令和1年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、受給者数は42人減少し、助成額も減少しています。

① ひとり親家庭等に対する支援

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童扶養手当	受給者数	人	62	58	58	61
母子寡婦 福祉資金貸付	利用数	件	0	1	0	0
	貸付金額	円	0	180,000	0	0
母子家庭等医 療費助成事業	受給者数	人	137	100	103	102
	助成額	円	2,432,971	2,514,602	2,505,987	2,456,070
母子家庭等医療費助成事業						
助成額						
2,250,690						

資料：新温泉町

(4) 要保護児童対策の状況

児童虐待に関する町への通報件数は、年度ごとによってばらつきがありますが、令和5年度（2023年度）では12件となっています。

障がいのある子どもに対する支援は、放課後児童クラブの障がい児受入数は令和5年度（2023年度）で3人であり、生活支援サービスの補装具給付者は3人、日常生活用具給付者は1人、日中一時支援事業の登録者は12人でした。

① 児童虐待通報件数

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
虐待通報件数	件	4	6	10	5	12

資料：新温泉町

② 障がいのある子どもに対する支援

項目		令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後児童 クラブ	障がい児 受入数	人	6	6	3	14
生活支援 サービス	補装具 給付者数	人	4	3	2	4
	日常生活用 具給付者数	人	2	1	1	2
日中一時 支援事業	登録者数	人	2	3	5	8
日中一時支援事業						
登録者数						
8						
12						

資料：新温泉町

事業名 地域が育つ場づくりの推進（※基本方向 1(3)）

項目	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
青推協ふれあい事業 (地域特色体験)	実施回数	30	13	16	19

資料：新温泉町

事業名 児童・青少年の健全育成の推進（※基本方向 2(3)）

項目	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
PTCA教育講演会	参加者数	348	150	150	388 (内オンライン視聴 323)
青色防犯パトロール	実施回数	10	10	10	10

資料：新温泉町

事業名 子どもが学ぶ機会の充実（※基本方向 2(3)）

項目	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
音楽隊育成事業	回数	72	44	49	50

資料：新温泉町

事業名 障がいに対する理解の促進（※基本方向 4(2)）

項目	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新温泉町人権セミナー	参加者数	65	52	45	37
	参加回数	1	1	1	1

資料：新温泉町

事業名 安全な道路環境の整備（※基本方向 4(4)）

項目	令和1年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
危険個所要望調査	要望件数	43	43	37	44

資料：新温泉町

4. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域：新温泉町全域
- 調査対象者：新温泉町内に居住する就学前児童を養育する世帯の保護者
利用している教育・保育事業施設にて調査協力を依頼
- 調査期間：令和6年7月11日（木）～8月20日（火）
- 調査方法：各施設を通して調査票を配布、回収・WEBアンケート

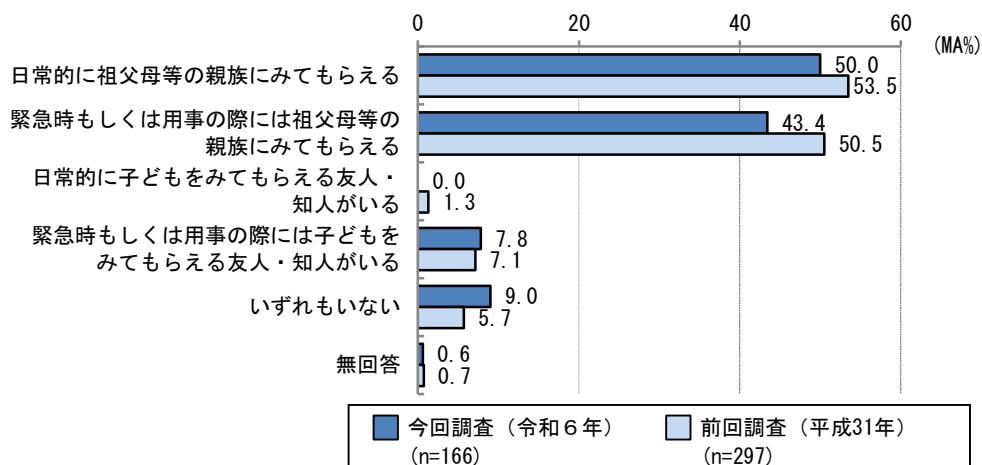
	配布数	有効回答数	有効回答率
回収結果	249人	166人	66.7%

図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。例えば、「n=618」のグラフで、選択肢Aが50.0%の場合、309人がAと回答しているということになります。

(2) 調査の結果

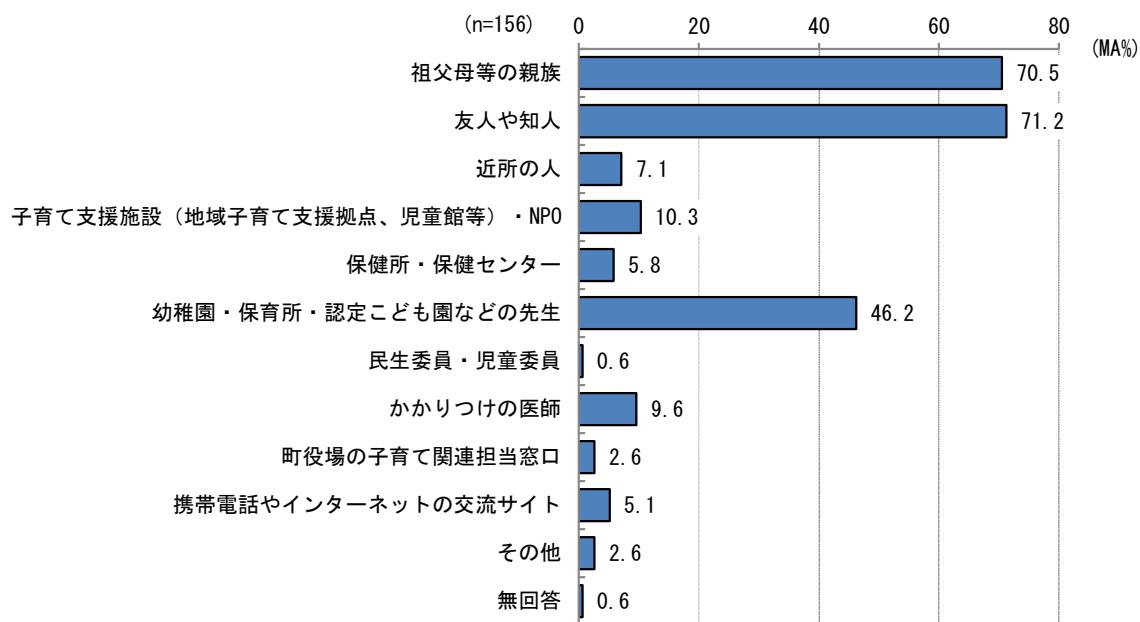
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が50.0%と最も多く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が43.4%となっている一方、「いずれもいない」が9.0%となっています。



②子育てをする上での相談相手や相談場所 〈複数回答〉

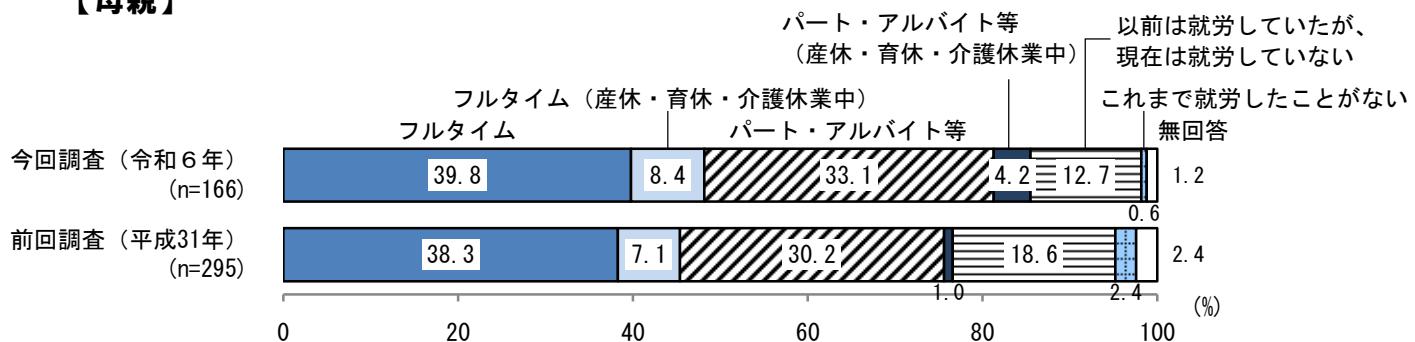
子育てをする上での相談相手や相談場所についてみると、「友人や知人」が71.2%と最も高く、次いで、「祖父母等の親族」が70.5%となっています。



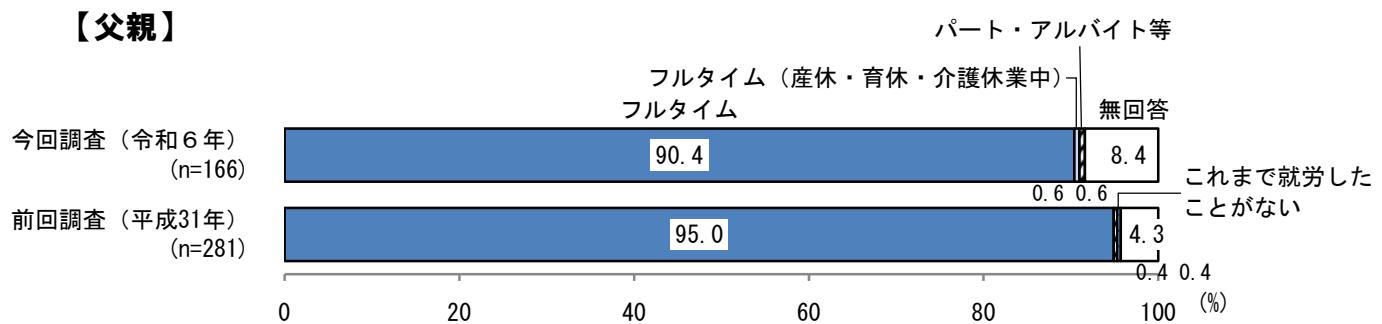
③保護者の就労状況 〈単数回答〉

保護者の就労状況についてみると、母親・父親とも「フルタイム」が最も多く、母親39.8%、父親90.4%で、次いで、母親は「パート・アルバイト等」が33.1%となっています。

【母親】



【父親】



※「パート・アルバイト等」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は0.0%のため省略

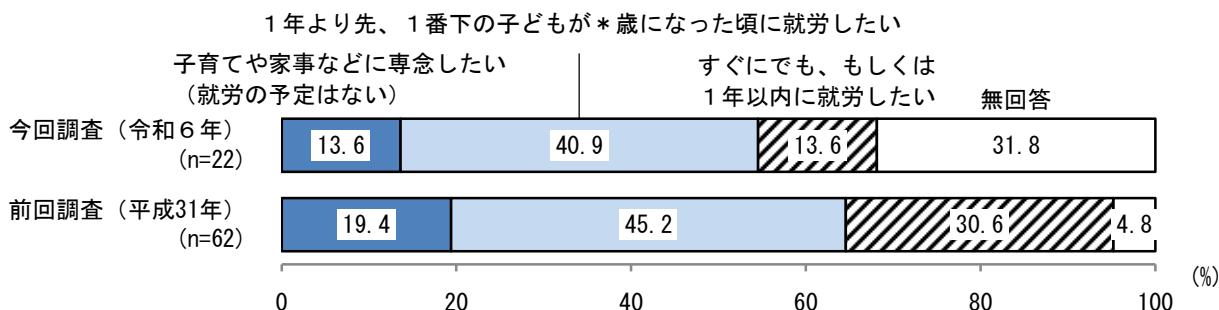
*「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労 *「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

③で「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」または「これまでに就労したことがない」を選んだ方

③-1 現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では「1年より先、一番下の子どもが*歳になった頃に就労したい」が40.9%と最も多く、次いで、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が13.6%となっています。

【母親】

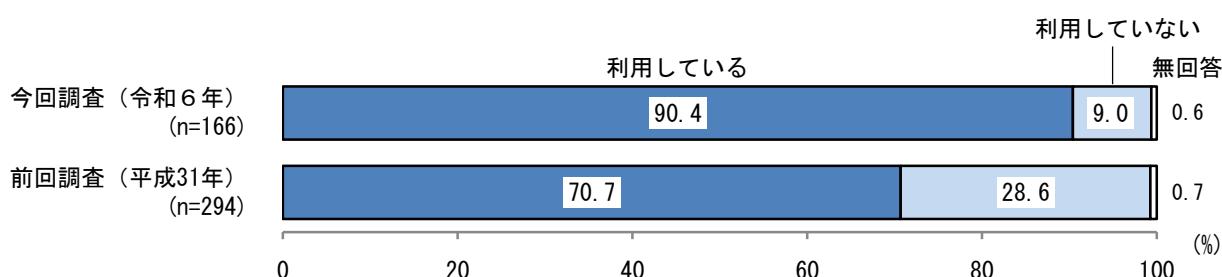


※父親:回答者なし(n=0)のため省略

*主に子どもが「2~4歳」の年齢層で多くなっています(合計で88.8%)。

④現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が90.4%となっています。前回調査と比べると、「利用している」が19.7ポイント増加しています。



*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、④-1に示す事業が含まれます。

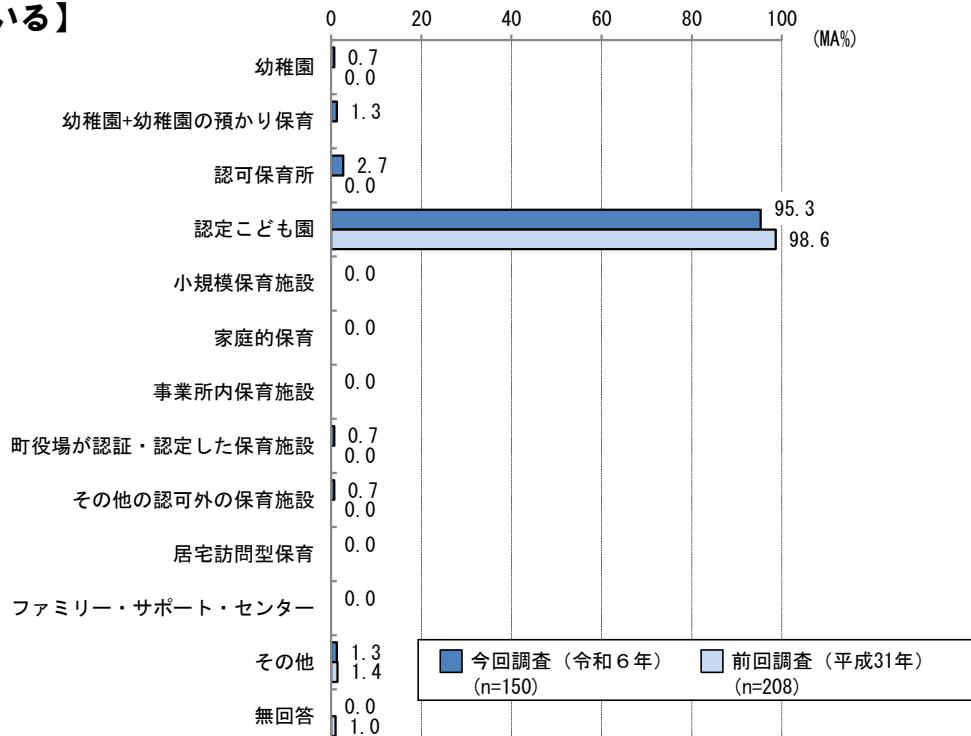
④で「利用している」を選んだ方

④-1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉、利用したいと考える事業〈複数回答〉

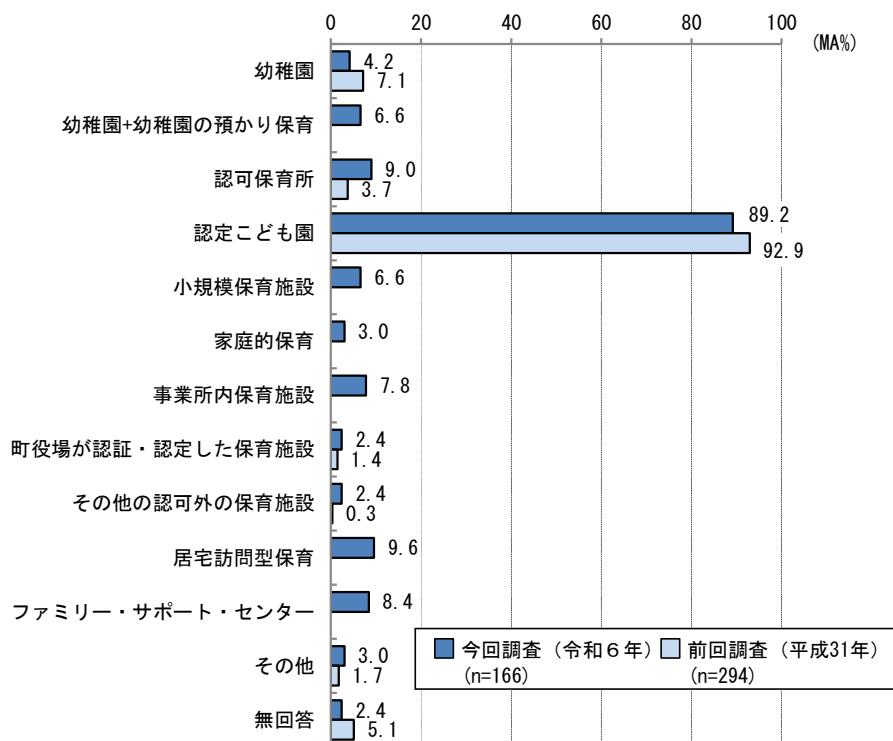
平日に利用している教育・保育事業についてみると「認定こども園」が95.3%と最も多いとなっています。

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についても、「認定こども園」が89.2%と最も多い、次いで、「居宅訪問型保育」、「認可保育所」が1割程度となっています。

【平日に利用している】



【利用したい事業】



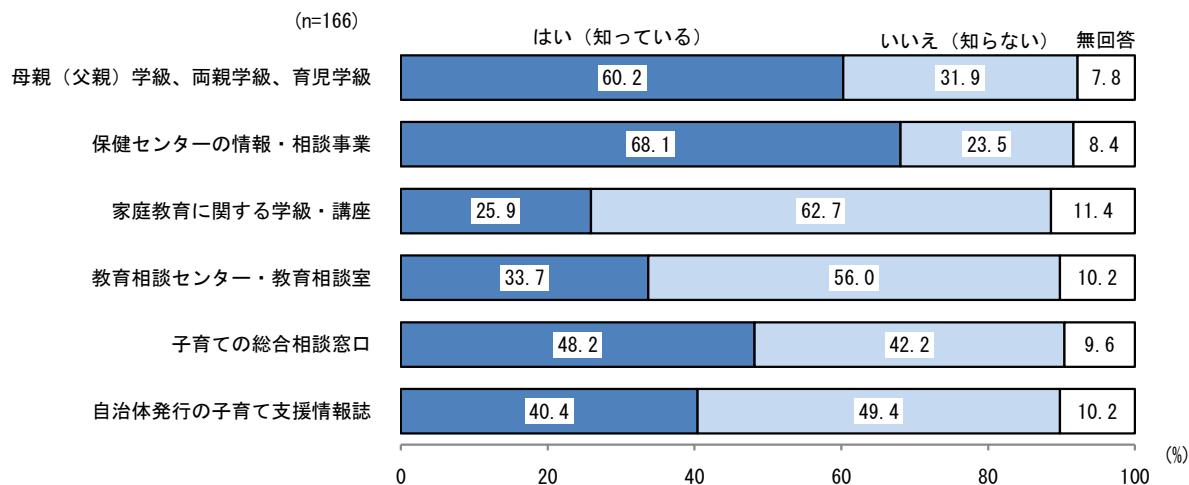
⑤子育てに関する機関や子育てサービスの認知度と利用経験、今後の利用意向 <単数回答>

子育てに関する各事業の認知状況について、「はい（知っている）」が、『保健センターの情報・相談事業』で68.1%、『母親（父親）学級、両親学級、育児学級』で60.2%と半数以上を占めています。

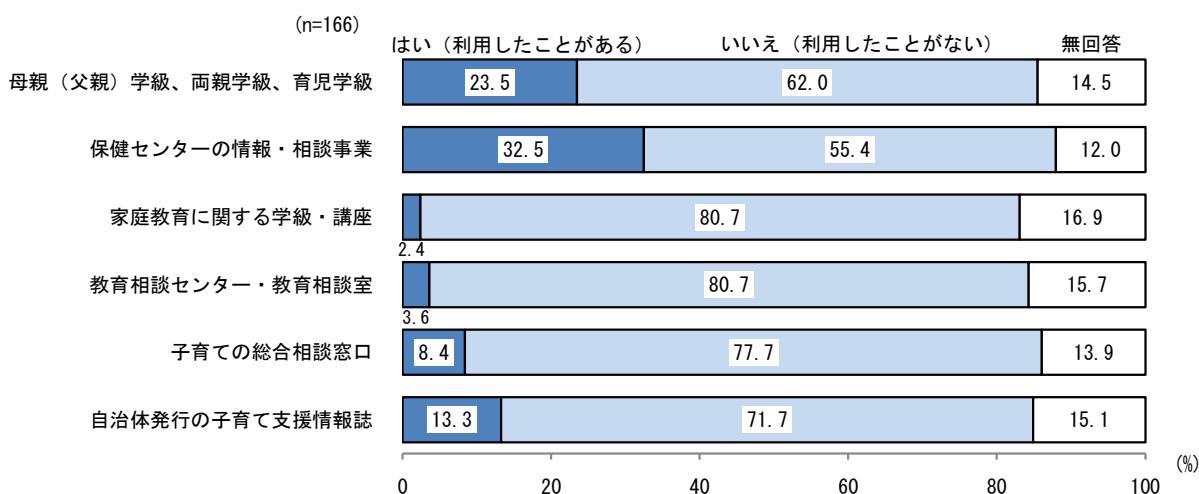
利用経験については、「いいえ（利用したことがない）」が各事業で多くなっており、特に、『家庭教育に関する学級・講座』、『教育相談センター・教育相談室』で80.7%と最も多くなっています。

今後の利用意向についてみると、「はい（利用したい）」が、『子育ての総合相談窓口』で37.3%となっています。

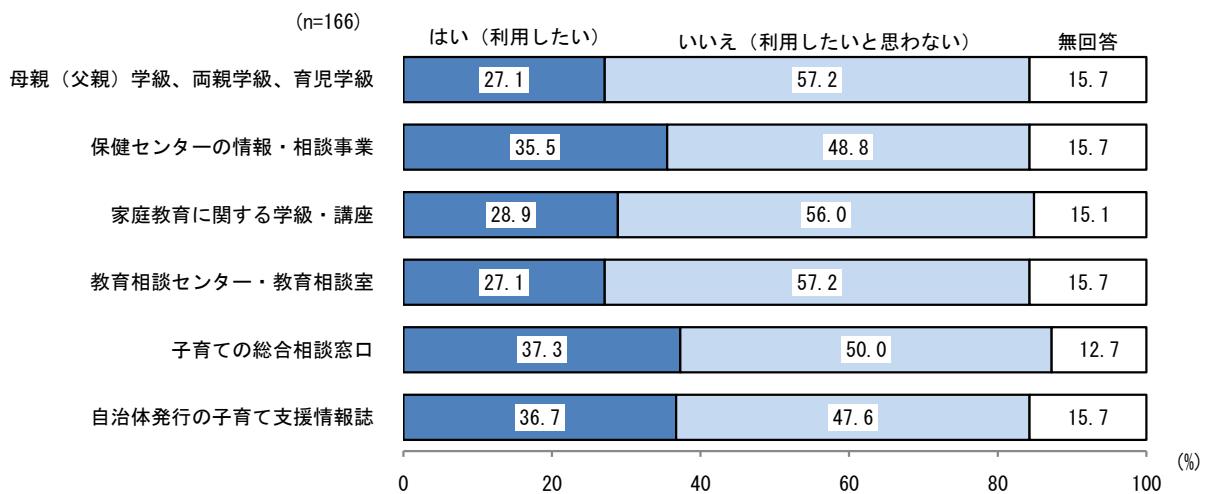
◎認知度



◎利用経験

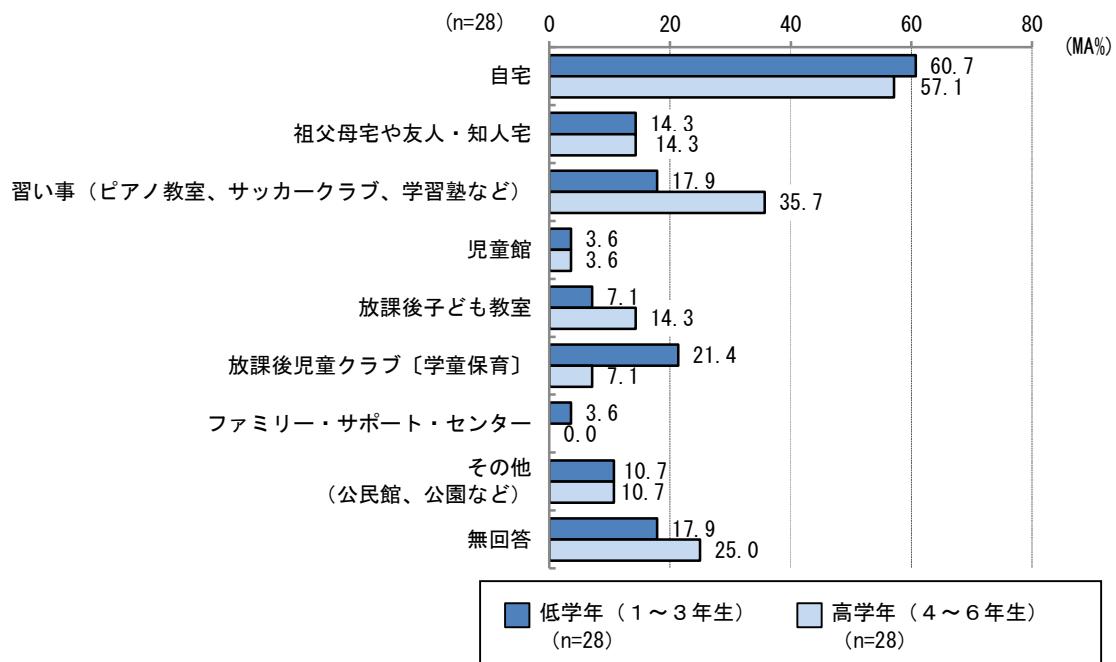


◎今後の利用意向



⑥小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

5歳以上のお子さんがいる方に小学校就学後の放課後の過ごし方をたずねたところ、小学校低学年・高学年ともに、「自宅」が最も多く、低学年で60.7%、高学年で57.1%となっています。次いで、低学年では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が21.4%、高学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が35.7%となっています。



⑦子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

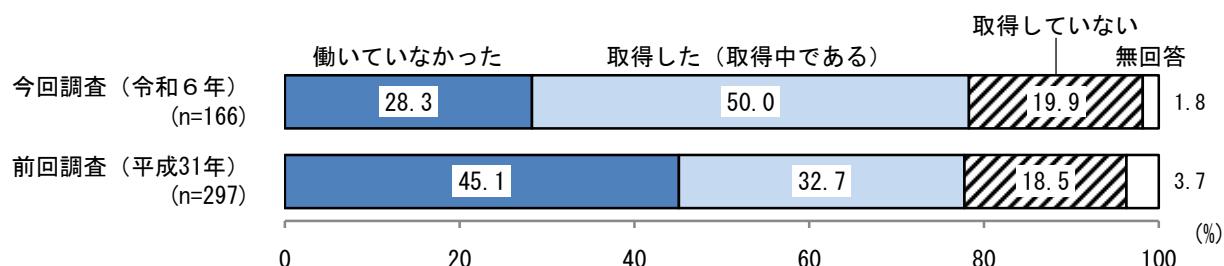
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、「働いていなかった」が28.3%、「取得した（取得中である）」が50.0%、「取得していない」が19.9%となっています。前回調査と比べると、「取得した（取得中である）」が17.3ポイント増加し、「働いていなかった」が16.8ポイント減少しています。

父親では、「働いていなかった」が1.2%、「取得した（取得中である）」が8.4%、「取得していない」が83.7%となっています。

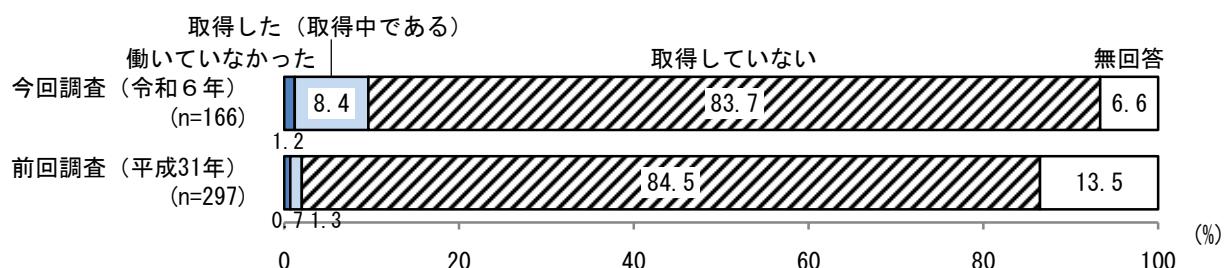
育児休業を取得していない理由は、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が27.3%と最も多く、次いで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が9.1%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が6.1%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」が46.0%と最も多く、次いで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.8%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が29.5%となっています。

【母親】

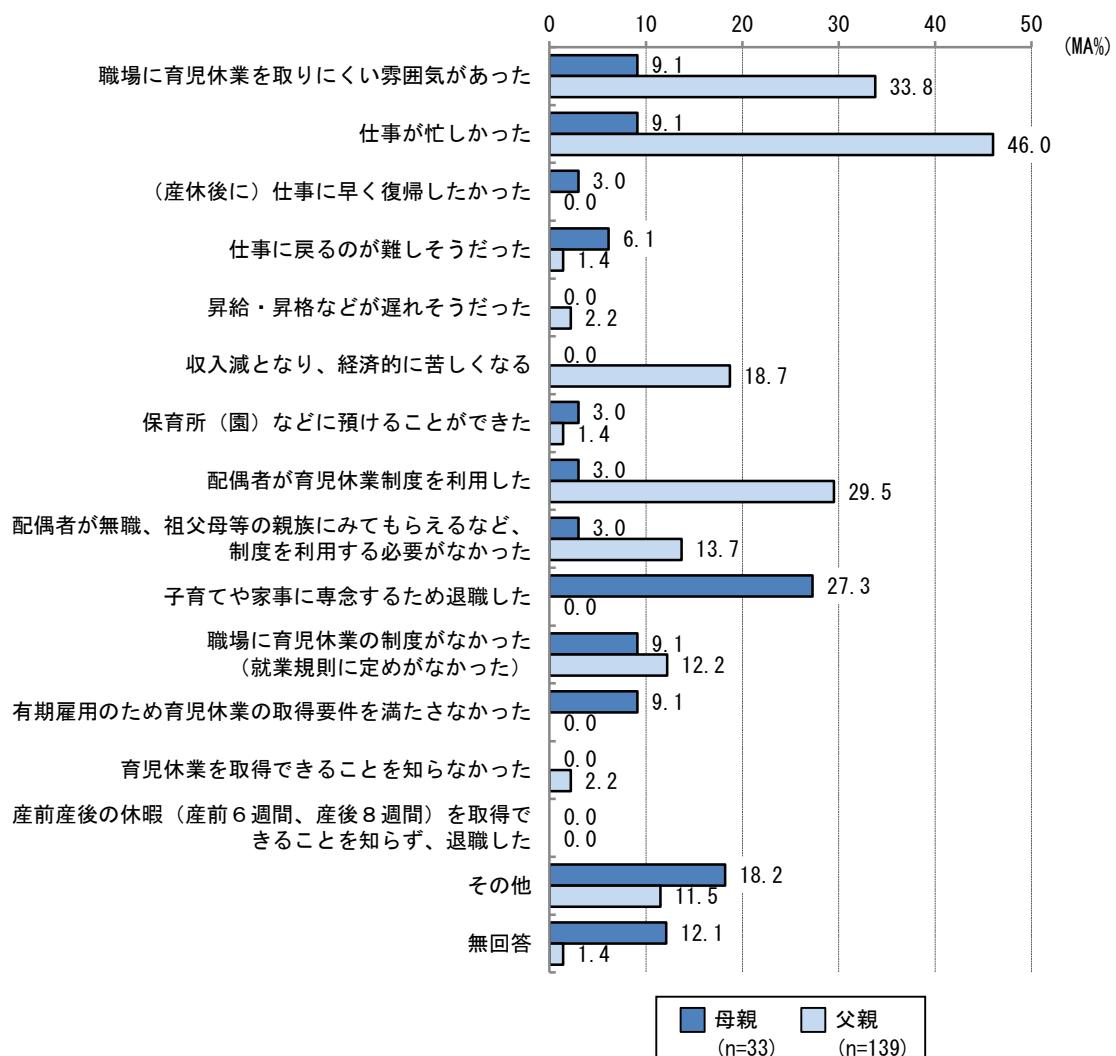


【父親】



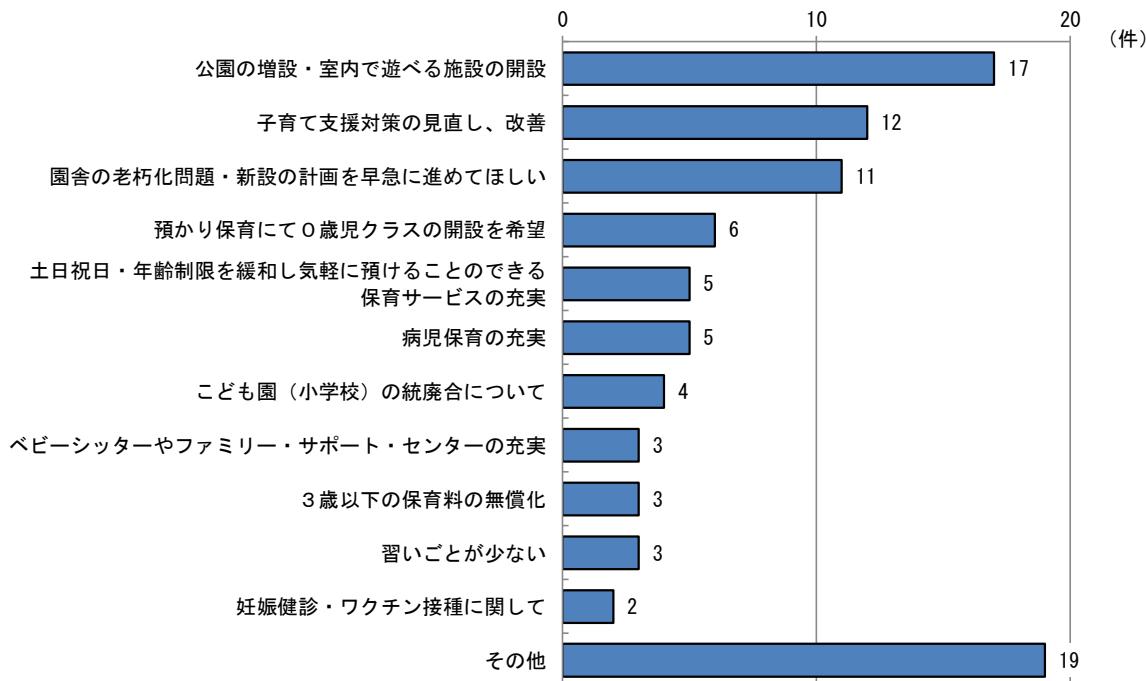
「取得していない」を選んだ方

◎取得していない理由〈複数回答〉



⑧教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援についての意見〈自由記述〉

教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について意見をたずねたところ、延べ90件の回答がありました。「公園の増設・室内で遊べる施設の開設」17件、「子育て支援対策の見直し、改善」12件、「園舎の老朽化問題・新設の計画を早急に進めてほしい」11件などとなって います。



第3章 計画の理念と基本方向

1. 基本理念

第2期計画では、『“まち”があなたを応援します。夢と温もりのある子育て・子育ちができる新温泉町』を基本理念に、親は愛情あふれる温かいふれあいやしつけ等、子どもを健全に育成する第一義的な責任に基づく行動をとること、それと同時に子どもや親を取り巻く教育・保育施設、学校、事業所、地域の人たちを含めたすべての人が、子どもが健やかに生まれ、健全に育つよう、それぞれの立場で関わることを基本に取り組んできました。

こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

のことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、地域や企業、行政などまちを挙げて、誰もが安心して子どもを生み、子どもと向き合いながら、すべての人が夢と温もりを持って子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに育っていける環境づくりや条件づくりを積極的に支援することを、これからも変わることのない大切な理念として掲げます。

第2期計画における取組の連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この理念を継承し、この理念を根底に置き計画を推進することとします。

【基本理念】

“まち”があなたを応援します。

夢と温もりのある子育て・子育ちができる新温泉町

2. 基本方向

基本方向1 のびのび

～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

認定こども園から小・中学校へとつながる一体的な子ども・子育て支援の考え方のもと、保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、誰もが安心して子育てができるよう地域における子育て支援の充実、認定こども園や預かり保育等のサービスの充実、就学前教育・保育の充実、子育て支援の拠点・ネットワークづくりを図ります。

基本方向2 すくすく

～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、妊娠中や出産、乳幼児期から思春期をとおして、個々に応じた適切な保健指導、子育てに関する相談・情報提供の取組を推進します。

また、一人一人の子どもの「生きる力」の育成にむけて、学校の教育環境等の整備に努めるとともに、社会全体で子どもを育てるため、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

基本方向3 いきいき

～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

男女がともに子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことができるよう、さまざまな啓発を推進し、男女の働き方や家事・育児の分担などを見直し、男女がともに子育ての喜びと責任を分かち合える社会づくりをめざします。

基本方向4 あんしん

～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～

虐待を受ける児童、ひとり親家庭、障がい児等、社会的援助を必要とする子どもが増加する中、一人一人の違いを認め合う社会の構築に向け、すべての子どもの最善の利益が実現されるよう支援体制の充実を図ります。

また、誰もが安心して子どもを育てられるまちづくりを推進するため、生活環境や交通安全環境の整備、地域の安全・防犯等の取組を一層充実させるとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

3. 施策体系

基本方向 1 のびのび

～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

（1）多様な子育て支援サービス
環境の整備

No.1 多様な保育サービスの充実
No.2 民間保育サービスの育成
No.3 放課後児童対策の実施

（2）幼児期からの一貫した教育
の推進

No.4 教育・保育の提供体制の充実
No.5 幼児期の教育の充実
No.6 就学前教育・保育環境の充実
No.7 サービスの質の向上
No.8 就学前教育と小学校教育等の連携の推進
No.9 各認定こども園の連携強化

（3）地域で支える子育て環境づくり

No.10 地域子育て支援拠点事業の充実
No.11 地域が育つ場づくりの推進
No.12 子育て関係者の連携体制の強化
No.13 地域関連団体への支援
No.14 子育てを支援する人材の確保
No.15 子育てを地域全体で支援する意識の啓発
No.16 家庭の子育て力向上への支援
No.17 認定こども園・学校等における子育て家庭への支援
No.18 親子がふれあう機会の充実

基本方向 2 すくすく

～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

（1）母と子どもの健康の確保

No.19 相談・指導体制の充実
No.20 周産期医療の充実
No.21 健康診査等の充実
No.22 生活習慣病予防対策の推進
No.23 小児医療体制の充実
No.24 食育と口・歯の健康づくりの推進

（2）子育てに関する相談・情報の
充実

No.25 情報提供体制の充実
No.26 相談体制の充実
No.27 一元的な子育て支援体制の確立
No.28 関係課・関係機関の連携

（3）子どもの生きる力の育成に
向けた教育環境の充実

No.29 確かな学力の育成
No.30 豊かな心の育成
No.31 健やかな体の育成
No.32 情報モラル教育の推進
No.33 心の問題に配慮した教育環境の整備
No.34 特別支援教育の充実
No.35 相談体制の充実
No.36 学校の組織力と教職員の資質向上の推進
No.37 児童・青少年の健全育成の推進
No.38 有害情報から子どもを守る体制の整備
No.39 子どもが学ぶ機会の充実
No.40 次代の親の育成

基本方向 3 いきいき

～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

（1）子育て就労環境の整備

- No.41 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発
- No.42 働き方の見直しについての意識啓発
- No.43 各種制度の普及啓発
- No.44 働く母親・父親を支える職場づくりの推進

（2）家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

- No.45 家庭における男女共同参画意識の啓発
- No.46 保護者が協力し合う家事・育児の促進
- No.47 思春期における男女共同参画意識の啓発

基本方向 4 あんしん

～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～

（1）児童虐待防止対策の推進

- No.48 子どもの権利擁護の推進
- No.49 虐待に関する相談体制の強化・充実
- No.50 児童虐待に関する情報提供の強化・充実
- No.51 要保護児童への支援体制の充実
- No.52 DVの被害者への支援

（2）特別な支援が必要な子どもへの対応

- No.53 療育の充実
- No.54 早期発見・早期療育体制の充実
- No.55 生活支援の充実
- No.56 特別支援教育・相談体制の充実
- No.57 障がいに対する理解の促進
- No.58 障がい児保育の推進

（3）子育てにかかる経済的支援策の充実

- No.59 ひとり親家庭の自立支援の推進
- No.60 就園・就学費の負担軽減
- No.61 養育に要する費用の負担軽減
- No.62 子育てに関する医療費の負担軽減
- No.63 不妊治療に関する費用の負担軽減

（4）子どもの安全を確保するための活動の推進

- No.64 安全な道路環境の整備
- No.65 交通安全対策の推進
- No.66 防犯意識の普及啓発
- No.67 子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備
- No.68 防災対策の推進

第4章 施策の具体的な展開

1. のびのび ～保護者の主体的な子育てを支える教育・保育環境づくり～

(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

乳幼児期の教育・保育事業の利用ニーズは高くなってきており、核家族化の進行やライフスタイルが多様化し、求められる保育サービスも多岐にわたっています。

新温泉町では浜坂地域、温泉地域それぞれに認定こども園や子育て支援センター、放課後児童クラブ等が整備され、地域の状況に合わせたサービスを提供しています。

乳幼児期の教育・保育の重要性や特性を踏まえ、子育て家庭のニーズを的確に把握し、団体が実施する各種保育サービスとも連携を図るなど、認定こども園等の教育・保育事業の提供の量的拡充と質の確保・向上をめざします。

No.	取 組	内 容	主な事業
1	多様な保育サービスの充実	延長保育や一時預かり事業、病児・病後児保育等の充実と浜坂・大庭認定こども園の老朽化について、ニーズに沿った施設環境をめざして改修等の検討を進めます。	・認定こども園◆ ・延長保育◆ ・一時預かり保育◆ ・病児・病後児保育◆ ・障がい児保育 ・広域入所事業 ・認定こどもの施設整備
2	民間保育サービスの育成	団体が実施する子育て支援活動や地域子ども・子育て支援事業等、民間保育サービス等に対する助言および援助を充実します。	・認定こども園運営補助
3	放課後児童対策の実施	小学校児童の健全育成を図るため、授業終了後に地域で安全に安心して過ごせる遊びや生活の場を提供します。また、地域の大人が指導者となってさまざまな体験活動や交流活動を実施し、指導員の資質向上に努めながら地域の教育力向上を図ります。放課後児童対策事業については、高学年の利用ニーズを考慮しながら量的な拡充に努め、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。	・児童クラブ型放課後対策事業(放課後児童健全育成事業)◆ ・子ども教室型放課後対策事業

※主な事業の◆印は、「第5章 事業の実施目標」で量の見込みおよび確保方策を設定しているものです

(2) 幼児期からの一貫した教育の推進

本町では早くから認定こども園の設置に取り組み、平成26年度（2014年度）には、町内すべて認定こども園となりました。

乳幼児期は心や身体、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、認定こども園ではさまざまな体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしています。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、保育園・幼稚園の双方の持つ良さが生かされる施設として認定こども園の運営を進めるとともに、発達年齢に応じた一貫した方針に基づいた就学前教育・保育と小学校教育との連携を推進し、学びの連続性を確保します。

No.	取 組	内 容	主な事業
4	教育・保育の提供体制の充実	施設型給付により、認定こども園の充実を図ります。	・施設型給付費の支給
5	幼児期の教育の充実	幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図るため、保育教諭等の専門性を高めます。	・保育士等研修事業
6	就学前教育・保育環境の充実	地域の保育需要を考慮し、バランスのとれた就学前教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。	・子ども・子育て会議 ・認定こども園運営委員会
7	サービスの質の向上	保育教諭等の知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入・実施に取り組みます。	・保育士等研修事業
8	就学前教育と小学校教育等の連携の推進	幼児期からの継続した支援体制を充実するため、認定こども園と小学校との円滑な連携を図ります。	・校園長会 ・幼小中連携事業
9	各認定こども園の連携強化	各認定こども園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育の充実を図ります。	・校園長会 ・認定こども園運営委員会

(3) 地域で支える子育て環境づくり

核家族化や地域の人間関係の希薄化等の社会状況の変化にともない、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立や、子育てに対する負担感や不安感などから家庭の養育機能の低下等の課題が生じています。本町は県や全国と比較して二世代、三世代世帯が多く、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる人も半数となっていますが、核家族化は進んできています。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを見守り、子育てを支える、地域における支援の充実を図ります。

また、子育て支援に係る人材の育成とともに、子育てサークルのネットワーク活動の支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実、親子がふれあう機会の提供の充実を図ります。

No.	取 組	内 容	主な事業
10	地域子育て支援拠点事業の充実	親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供、支援を行う場の充実を図ります。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・まちの子育て広場事業
11	地域が育つ場づくりの推進	地域の人と子どもがふれあう機会を通して、一人一人の子育て意識が高まるよう交流の場づくりを推進します。	・青少年育成推進協議会事業 ・地区公民館事業 ・スポーツクラブ21活動事業
12	子育て関係者の連携体制の強化	子育てを支援する活動団体と関係機関のネットワークの強化を図ります。	・まちの子育て広場事業 ・子育てネットワーク推進活動
13	地域関連団体への支援	地域において、子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援します。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・まちの子育て広場事業
14	子育てを支援する人材の確保	子育て経験者等の子育て支援の担い手となる人材を確保し、地域の育児力向上をめざします。	・子育て支援員養成
15	子育てを地域全体で支援する意識の啓発	子育て支援を目的とした行事の開催やパンフレットの配布等を行うなど支援に対する意識啓発を図ります。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・子育て情報の提供 ・子育て講演会
16	家庭の子育て力向上への支援	子どもの発達段階に応じた子育てと親育ちについて学ぶ機会や情報を提供し、家庭の持つ教育力を高めます。	・地域子育て支援拠点事業◆ ・両親教育
17	認定こども園・学校等における子育て家庭への支援	認定こども園・学校等において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。	・子育て情報の提供 ・こども相談
18	親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加してさまざまな体験ができる講座や行事を開催します。	・異年齢交流事業補助 ・ふれあい学級

2. すくすく ～子どもが健やかに成長するための環境づくり～

(1) 母と子どもの健康の確保

近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、妊娠出産後の新生児期に不安を感じる保護者は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るために支援が求められます。

今後も、健康診査において子どもの発育・発達の確認を行うとともに、疾病や障がいの早期発見・早期治療、子育て全般に関する情報提供および相談、正しい食習慣・生活習慣の指導を行うなど、子どもと親の心身の健康づくりを支援する取組を推進します。

No.	取 組	内 容	主な事業
19	相談・指導体制の充実	妊娠や乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none">・母子手帳の交付・妊娠相談・乳幼児健康相談・産後の健康相談・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)◆
20	周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・不妊に対する支援事業・母性健康管理指導事項連絡カード
21	健康診査等の充実	母体の健康管理と乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査や予防接種の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・妊娠健康診査事業費助成事業◆・妊娠歯科健康診査事業・各種健康診査、歯科健康診査・予防接種事業
22	生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・各種健康診査、歯科健康診査
23	小児医療体制の充実	小児救急医療電話相談、但馬圏域救急医療電話相談、鳥取東部地区夜間小児急患診療体制を保護者へ啓発します。	<ul style="list-style-type: none">・小児急患診療体制の啓発
24	食育と口・歯の健康づくりの推進	食や歯・口の健康づくりを通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実し、関係団体と連携します。	<ul style="list-style-type: none">・学校食育事業・幼児施設食育事業・健やかな歯を考える会・歯と食の健康づくりを目的としたもぐもぐ教室

(2) 子育てに関する相談・情報の充実

子育ての相談場所として子育て支援センターや保健福祉センター、民生委員児童委員、主任児童委員に相談するという割合は低く、相談相手がない人もわずかにおり、専門的な相談窓口としての利用促進が求められます。

不安や悩みを持つ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて気軽に利用できる身近な相談窓口や専門的な相談窓口等、利用しやすい相談体制を整備します。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、庁内の関係課、関係機関が連携し子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制や、これまでの提供方法の見直し、多様な手段による提供など、効果的な情報提供を推進します。

No.	取 組	内 容	主な事業
25	情報提供体制の充実	窓口やホームページ、広報をはじめとして、より効果的な提供方法を検討し、情報を提供します。	・子育て情報の提供
26	相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう子育て支援センターや子ども相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。	・子育て相談事業 ・妊婦相談 ・産後の健康相談 ・産後うつ対策事業 ・子どものアレルギー相談
27	一元的な子育て支援体制の確立	子育て支援と教育に関する取組を一元的に提供します。	・利用者支援事業◆
28	関係課・関係機関の連携	保健・福祉・教育等の関係課と町内外の関係機関が連携し、一体となった支援を進めます。	・地域保健と学校保健との連絡会 ・認定こども園との情報交換

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

大きく変化する社会状況は、子どもたちの生活や学習、学校・園生活に反映され、いじめや不登校、集団生活への不適応、さらに規範意識の低下など、さまざまな教育課題に直面しています。

教育課題の解決を図りながら、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する力、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力、さまざまな場面に柔軟に対応できるコミュニケーション能力を身につけることが必要です。

生涯にわたり、健康で生きがいをもって学び続ける基礎となる力を育むとともに、学校・家庭・地域の連携の強化、多様な人材の育成などにより、子どもが成長する環境整備を進めます。

No.	取 組	内 容	主な事業
29	確かな学力の育成	課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育成します。	・総合的学習研究事業 ・指導主事(教育相談員)設置事業 ・英語指導助手設置事業
30	豊かな心の育成	郷土の伝統や文化に触れる機会を充実し、地域に対する誇りと愛情を育みます。	・伝統芸能、文化の継承 ・図書館事業 ・先人記念館事業
31	健やかな体の育成	子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進します。	・小・中学校児童、生徒各種大会派遣費補助事業 ・各種スポーツ大会の実施
32	情報モラル教育の推進	有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。	・小中学校教育用コンピューター導入事業
33	心の問題に配慮した教育環境の整備	心の問題に対応するため、子ども相談室の有効な活用を図りながら、個別ニーズへの適正な対応の充実を図ります。	・スクールカウンセラー活用促進事業 ・指導主事(教育相談員)設置事業
34	特別支援教育の充実	就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。	・教育活動支援員設置事業 ・特別支援教育指導補助員
35	相談体制の充実	児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。	・こども相談室 ・子育て相談事業
36	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	学校の組織力と、教職員一人一人の教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。	・教育研修所事業 ・教職員を対象とした各種研修
37	児童・青少年の健全育成の推進	関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。	・青少年育成推進協議会事業
38	有害情報から子どもを守る体制の整備	関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の利用促進のための情報の周知を図ります。	・県警ホットライン設置事業

No.	取 組	内 容	主な事業
39	子どもが学ぶ機会の充実	高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。また、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然学校推進事業 ・音楽隊育成事業 ・環境体験事業 ・小学校社会施設見学の旅 ・子ども体験教室事業 ・中学校海外研修事業 ・中学校海外受入事業
40	次代の親の育成	思春期の児童・生徒が、子どもを生み育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象とした性教育 ・中学生による子育て体験 ・思春期における保健福祉体験事業

3. いきいき ～仕事と生活の調和による充実した暮らしを支える社会づくり～

(1) 子育て就労環境の整備

育児休業制度など、子育てと仕事の両立を推進する法制度は整備されていますが、事業所等により取組の状況は異なり、また、制度があっても利用しにくい職場の雰囲気があるなどの状況があります。

父親、母親ともに家事や育児にかかわり、家庭内でのワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児休業制度等の普及、子育て中の保護者を支援する職場の環境づくりなど、事業主に向けた啓発を推進します。

No.	取 組	内 容	主な事業
41	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。	・企業等への普及啓発
42	働き方の見直しについての意識啓発	家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる意識の啓発を図ります。	・働き方改革の周知啓発
43	各種制度の普及啓発	企業・団体に対して育児休業制度・介護休業制度など雇用に関する法制度の情報提供を行うとともにその普及に努めます。	・企業等への普及啓発
44	働く母親・父親を支える職場づくりの推進	働きながら子育てをしている人が、家庭生活と職業生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業に対し、支援制度について普及啓発を図ります。	・企業等への普及啓発

(2) 家庭や職場などの男女共同参画意識の醸成

男女それぞれが充実した家庭生活を送るためにには、家事・育児等をともに担っていくことが重要です。しかし、現実には母親に多くの負担がかかり、家事や育児を行う女性が、悩みや不安を一人で抱える状況も少なくありません。

性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発をするとともに、保護者が一緒に家事や育児に参画することの重要性の啓発や、関連情報の提供の充実を図ります。

No.	取 組	内 容	主な事業
45	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を發揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。	・男女共同参画推進事業
46	保護者が協力し合う家事・育児の促進	家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、保護者が一緒に家事・育児へ参画することを促進します。	・ふれあい学級 ・男女共同参画推進事業 ・男子調理教室事業
47	思春期における男女共同参画意識の啓発	男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。	・スクールカウンセラーアクション ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性教育 ・思春期における保健・福祉体験事業

4. あんしん ～すべての家庭で安心とゆとりのある子育てができるまちづくり～

(1) 児童虐待防止対策の推進

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。

未来の新温泉町を担う子どもの権利が守られ、意見が尊重される環境をつくるため、人権学習や広く住民への啓発を行うなど、子どもの権利を大切にする取組を推進します。

また、児童虐待については相談窓口体制を明確にし、関係機関が連携を図ることで、養育支援が必要な家庭の早期に発見をめざします。さらに、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要であるため、地域の関係機関の連携をさらに強化します。

No.	取 組	内 容	主な事業
48	子どもの権利擁護の推進	人権尊重を子ども自身が実践できるよう、体験・参加型の人権学習を促進します。	・各種人権、体験学習
49	虐待に関する相談体制の強化・充実	虐待を早期に相談・通報できる体制を整備します。また、育児の不安や孤立感を抱える家庭等への訪問や生活支援の充実を図ります。	・子どもホットライン事業 ・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談窓口体制の啓発 ・民生委員児童委員との連携
50	児童虐待に関する情報提供の強化・充実	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報の周知を図ります。	・児童虐待防止啓発事業
51	要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を行うとともに、家庭の養育機能回復を支援します。	・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談窓口体制の啓発
52	DVの被害者の子どもへの支援	DVの被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。	・要保護児童対策地域協議会

(2) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がいのある子どもが健やかに、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などと連携を強化し、在宅支援や教育支援体制など、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した総合的な取組の充実を図ります。また、就学への支援については、家庭とも十分に連絡を図り、取組を充実させます。

さらに、発達障害に関する相談と対応の必要性が高まっていることから、庁内の関係課の連携、地域の関係機関との連携強化を図り、取組の充実を図ります。

No.	取 組	内 容	主な事業
53	療育の充実	子どもの障がいに応じた適切な支援を行えるよう、療育体制を整えます。	・委託による児童発達支援事業 ・放課後デイサービス ・保育所等訪問支援事業
54	早期発見・早期療育体制の充実	乳幼児健診や相談等により、発達に課題を持つ子どもの早期発見、保護者を含めた早期支援を行います。	・こども発達クリニック ・こども相談 ・1歳6ヶ月健康診査 ・3歳児健康診査 ・5歳児発達相談(すくすく相談) ・ことばの巡回相談
55	生活支援の充実	心身に障がいがある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、手当の支給を行います。	・障害児・者移動支援事業 ・障害児・者日中一時支援事業 ・重度心身障害者(児)介護手当支給事業 ・特別障害者手当支給事業 ・障害者(児)福祉金支給事業
56	特別支援教育・相談体制の充実	校内教育支援委員会や支援委員会、ケース会議などで支援が必要な子どもについて共通理解を図り、県内県外と連携を密にした指導体制づくりを行います。	・障がい児教育支援事業 ・特別支援教育就学奨励事業
57	障がいに対する理解の促進	発達障害を含む障がいに関する理解の促進を図るため、情報の周知、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。	・発達障害に関する理解の啓発
58	障がい児保育の推進	一人一人の障がいの種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。	・障がい児教育支援事業 ・支援補助員の配置

(3) 子育てにかかる経済的支援策の充実

ひとり親家庭ではその多くが子育てと生計という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入などさまざまな問題を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

母子家庭、父子家庭の自立を促進し、子どもの健やかな成長を支援するため、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談を充実し、助成・支援制度等の活用を進めます。

また、保育料の適正化を図るとともに、子育て家庭への手当、乳幼児等医療費助成の充実などにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実します。

No.	取 組	内 容	主な事業
59	ひとり親家庭の自立支援の推進	子どもの養育などさまざまな悩みに応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	・母子家庭医療扶助費支給事業 ・寡婦医療扶助費支給事業 ・こども相談
60	就園・就学費の負担軽減	就園に要する費用の負担軽減を図るとともに就学に必要な費用を助成します。	・小・中学校就学援助制度 ・通学費助成制度 ・特別支援教育就学奨励制度 ・こども園等の保育料、給食費の無償化 ・保育料軽減事業
61	養育に要する費用の負担軽減	国の動向を踏まえ、保育料や養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図ります。	・児童扶養手当支給事業 ・児童手当支給事業 ・特別児童扶養手当支給事業 ・未熟児養育医療費支給事業
62	子育てに関する医療費の負担軽減	出産や子育てに関する医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成します。	・国民健康保険出産育児一時金 ・乳幼児等医療費助成事業 ・妊婦健康診査費助成
63	不妊治療に関する費用の負担軽減	不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、検査費や治療費の一部を助成します。	・不妊治療費助成事業 ・不妊に対する支援事業

(4) 子どもの安全を確保するための活動の推進

アンケート調査では、町に期待する子育て支援策として「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設整備」が最も高くなっています。子どもの安全の確保は重要な課題となっています。また、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。さらに、子どもを事故や犯罪から守るため、子ども自身の意識啓発を図るとともに、地域全体で子どもを見守る体制づくりを促進します。

No.	取 組	内 容	主な事業
64	安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修および設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。	・通学路交通安全点検
65	交通安全対策の推進	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、運転者の交通マナー向上のための啓発に努めます。	・交通安全教育 ・子どもの事故防止啓発事業
66	防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。	・防犯協会との連携 ・青少年青色防犯パトロール
67	子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	地域住民による見守り活動を支援し、防犯体制の整った生活環境の形成を推進します。 また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。	・「安心・安全110番れんらくしょ」の充実 ・県警ホットライン設置事業 ・防犯協会・町づくり防犯グループの強化 ・子育てネットワーク推進活動の支援
68	防災対策の推進	子どもを含めた住民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、手段の確立を推進します。	・自主防災組織の強化 ・防災訓練 ・防災無線、CATV

第5章 事業の実施目標

1. 教育・保育提供区域の設定

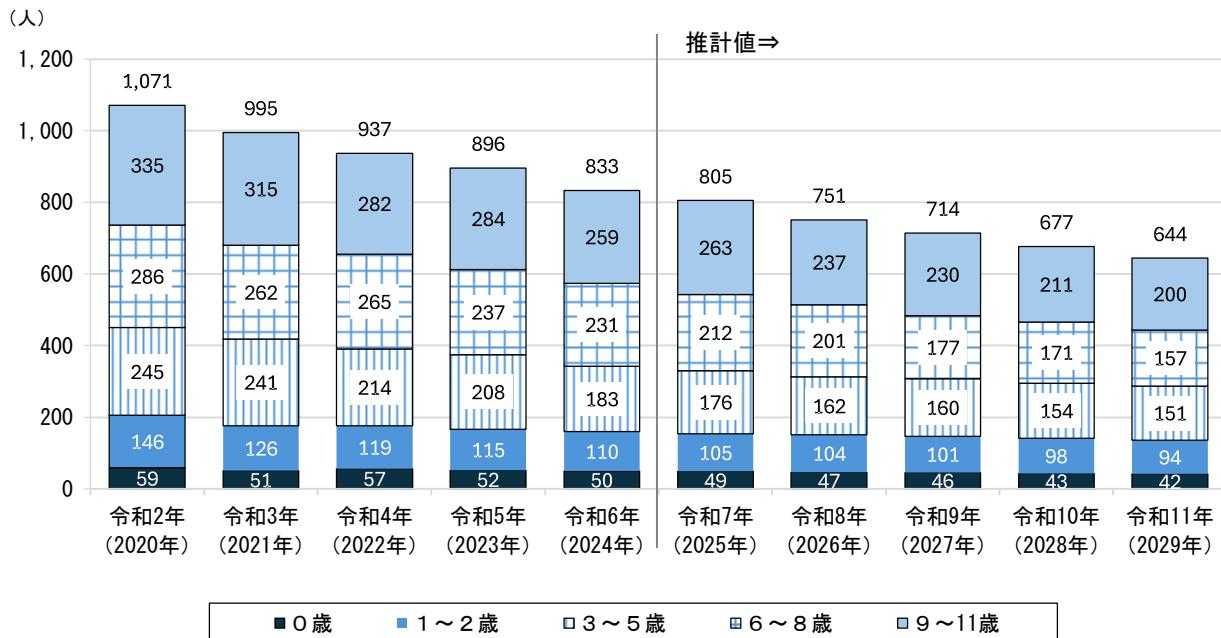
子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 児童人口推計

本町の児童数は、減少が見込まれ、令和11年（2029年）には0～5歳が287人、6～11歳が357人と、それぞれ令和2年（2020年）より36.2%、42.5%減少することが見込まれます。

【児童人口推計】



資料：令和2～6年の各4月1日時点の住民基本台帳各歳別人口をもとにコーホート変化率法により推計

3. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区分			対象者	内容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、幼稚園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	時間外保育事業 (延長保育事業)	0～5歳	保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業
	(2)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	小學生	就労などの理由で保護者が居間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(3)	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト事業)	0～5歳	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(4)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(5)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②その他の一時預かり	①3～5歳 ②0～5歳	①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業（理由を問わず、一時的に子どもを預けることができる事業）
	(6)	病児・病後児保育事業 ※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む	0～5歳	病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小學生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8)	利用者支援事業	0～5歳 小學生	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学級などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・助産師が訪問し、安心できる子育てを支援する事業
	(10)	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

区分			対象者	内容
地域子ども・子育て支援事業	(11)	妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の費用を助成し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(12)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等	妊婦等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行い、安心して出産・子育てをむかえられるよう支援する事業
	(13)	産後ケア事業	0歳	産後の母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業
	(14)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳	保育所等において、乳児又は幼児で満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握するための保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	(15)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。
	(16)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や永続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

●事業概要●

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育【保育ママ】、小規模保育、居宅訪問型保育【ベビーシッター派遣等】、事業者内保育）のことをさします。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設	
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園	
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園	
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業	

量の見込みと確保方策

町内に4園ある認定こども園（長時間部4園【2、3号認定】、短時間部4園【1号認定】）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

なお、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）について、町内の実施を検討する事業所がある場合、保育ニーズの状況を踏まえて整備を検討します。

また、3号認定の利用ニーズが高まっているため、町独自に人員の確保等、受入体制の充実を町として推進していきます。

□1号認定・2号認定（単位:人／年）

		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)		令和9年度(2027年度)					
		1号	2号		1号	2号		1号	2号		
			幼稚園	保育所		幼稚園	保育所		幼稚園	保育所	
①量の見込み		26	2	145	24	2	134	24	2	132	
②確保の内容	認定こども園	26	2	145	24	2	134	24	2	132	
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		令和10年度(2028年度)			令和11年度(2029年度)						
		1号	2号		1号	2号					
			幼稚園	保育所		幼稚園	保育所				
① 量の見込み		23	2	127	23	2	125				
②確保の内容	認定こども園	23	2	127	23	2	125				
②-①		0	0	0	0	0	0				

□3号認定（単位:人／年）

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
		3号		3号		3号		3号		3号	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み		87	14	86	13	84	12	82	12	80	11
② 確保の内容	認定こども園	87	14	86	13	84	12	82	12	80	11
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】保育利用率(%)		82.9	28.6	82.7	27.7	83.2	26.1	83.7	27.9	85.1	26.2

※保育利用率は0歳もしくは1・2歳の子どもの数に占める利用定員数の割合

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

●事業概要●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

延長保育事業については、認定こども園全園で実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
延長 保育 事業	①量の見込み	6	6	5	5	5
	②確保 の内容	実人数	6	6	5	5
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

●事業概要●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

町内2か所の児童クラブで実施し、量の見込みを確保します。

本町ではすでに実施していた高学年の受け入れですが、ニーズは現状よりも多くなると推測されるため、今後も状況を把握しながら待機児童ゼロに努めています。

また、令和6年度より、町独自に要綱改正を行い、長期休業期間中に教育活動支援員を配置するなど、長期休業中の利用人員の増加に対して職員体制の充実を図っています。

単位:人／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
放課後 児童ク ラブ	①量の 見込み	1~3年生	94	92	90	88
	②確保 の内容	4~6年生	25	25	25	25
	合計	119	117	115	113	111
	登録児童数	119	117	115	113	111
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業〔ショートステイ事業〕）です。

量の見込みと確保方策

本町では子育て短期支援事業を町福祉課で実施しており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

なお、令和6年度より、他市町と連携して町独自に短期入所事業所の受入体制を推進しています。

単位:人日／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
子育て短 期支援事 業	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の 内容	実施場所 (か所)	1	1	1	1

(4) 地域子育て支援拠点事業

●事業概要●

地域において乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

量の見込みと確保方策

浜坂子育て支援センター（センター型）、温泉子育て支援センター（ひろば型）において引き続き実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位:人回／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
地域子育 て支援拠 点事業	量の見込み	2,404	2,357	2,295	2,201	2,123
	確保の 内容	実施場所 (か所)	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所
において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

一時預かり事業は、4か所の認定こども園で実施し、見込み量を確保します。今後も一
時預かりに対するニーズは高まると予測されるため、供給可能な体制を維持していきます。

単位:人日／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
幼稚園 における預かり 保育以外	① 量の見込み	458	421	416	400	393
	②確保 の内容	延べ人数	458	421	416	400
		施設数(か所)	4	4	4	4
	②-①		0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

●事業概要●

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看
護師等が一時的に保育等をする事業です。

量の見込みと確保方策

病児・病後児保育事業については、利用ニーズの高まりを受け、町として第3期計画期間
中に受入施設の開設に向け推進していきます。

単位:人日／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
病児・ 病後児 保育事 業	① 量の見込み	342	328	314	301	285
	②確保 の内容	延べ人数	342	328	314	301
		施設数(か所)	1	1	1	1
	過不足(②-①)		0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●事業概要●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

本町ではファミリー・サポート・センター事業を実施しておらず、アンケート調査によるニーズもありませんでした。今後、ニーズの状況に応じて他市町と連携しながら事業実施を検討します。

(8) 利用者支援事業

●事業概要●

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役場窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

単位:か所

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者 支援事 業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

生後4か月までの赤ちゃんに対し、保健師、助産師が全数訪問することで、母子の育児相談を行い、育児不安の早期発見につなげます。

単位:人／年

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	40	40	38	38	36
	確保の内容	[実施体制] 6人(保健師) [実施機関] 健康課健康推進係 [実施時期] 通年				

(10) 養育支援訪問事業

●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業において、支援が必要な家庭への支援を推進します。

＜子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業＞

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

(11) 妊婦健康診査

●事業概要●

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

妊婦健康診査費にかかる費用の助成を行うことにより、必要な健診を受診し、安心して出産をむかえることができるようになります。

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
妊婦 健康 診査	量の 見込み・ 確保の内容	受診人数 (人)	40	40	38	38	36
	受診延べ 回数(回)	560	560	532	532	504	
[実施場所] 医療機関 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査 (血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等) [実施時期] 妊娠初期より妊娠23週まで:4週間に1回 妊娠24週より妊娠35週まで:2週間に1回 妊娠36週以降分娩まで:1週間に1回							

(12) 妊婦等包括相談支援事業

●事業概要●

助産師や保健師が、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。妊娠届を提出された時に1回と、出産後に1回の合計2回の面談を行います。妊娠8か月頃にはアンケートを送付し、必要に応じて面接を行います。

量の見込みと確保方策

すべての対象者へ面談を実施する提供体制があり、必要な提供量を確保していきます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
妊 婦 等 包 括 相 談 支 援 事 業	量 の 見 込 み	妊娠届出数	40人	40人	38人	38人
		1組当たりの 面談回数	3回	3回	3回	3回
		面談実施合計回数	120回	120回	114回	114回
確 保 方 策	こども家庭センター	3回	3回	3回	3回	3回
	上記以外で 業務委託	0回	0回	0回	0回	0回

(13) 産後ケア事業

●事業概要●

支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が母体の回復・育児指導等の支援を行うことで、母親の育児に関する負担感の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

量の見込みと確保方策

すべての対象者へ支援を実施する体制があり、提供量はニーズ量と同数とします。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	6人	6人	5人	5人	4人
確保方策	6人	6人	5人	5人	4人

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

●事業概要●

保育所等に在籍していない満3歳未満の子どもが、就労要件を問わず、柔軟に保育所等を利用できる事業です。

実施方法

保育所等で対象の子どもを、一定時間の利用可能枠の中で預かります。（令和8年度から給付制度として実施します。）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	－	3人	3人	3人	3人
確保方策	－	3人	3人	3人	3人

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や永続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画や子育て支援施策の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く住民に周知します。

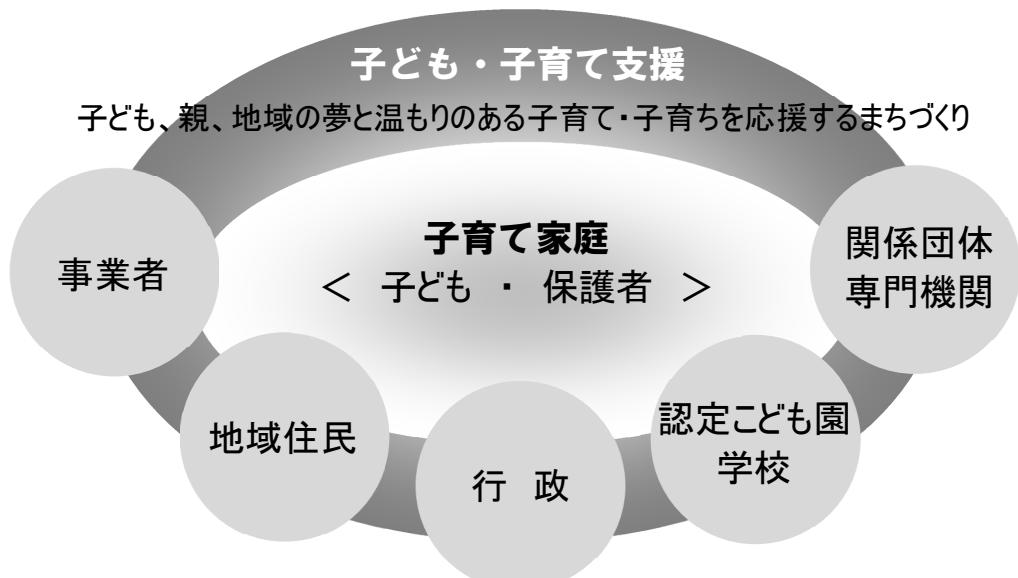
また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています。

2. 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する住民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、地域の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園など子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体、学校、住民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

■実施主体の協力・連携



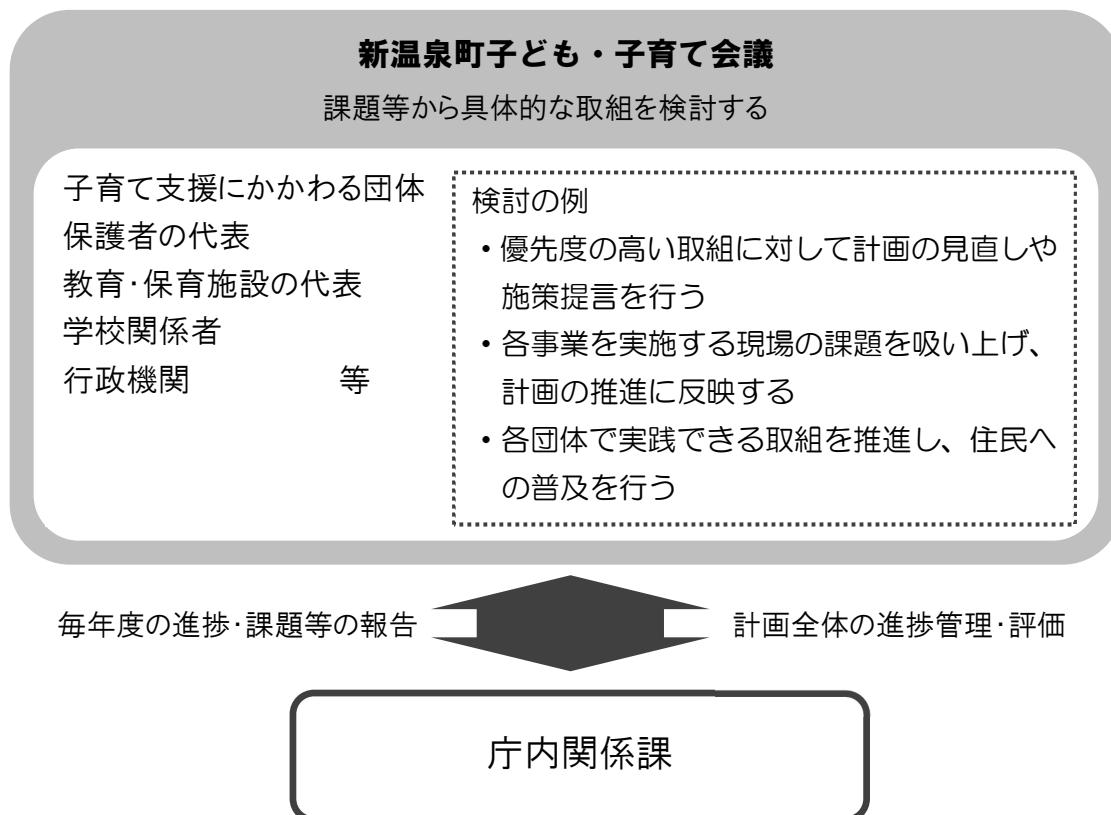
3. 計画の推進体制と進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「新温泉町子ども・子育て会議」や、庁内関係課において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

■計画の推進体制



第3期新温泉町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 新温泉町教育委員会こども教育課

〒669-6792

兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL : 0796-82-5627

FAX : 0796-82-1919